

# 重要事項説明書

(施設介護サービス利用契約書)

あなたに対する施設介護サービス提供開始にあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人葆光会
法人所在地	名古屋市千種区鍋屋上野町字北山3515番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	加藤良三
電話番号	052-722-2232

## 2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム 藤美苑
施設の所在地	名古屋市千種区鍋屋上野町字北山3515番地
施設長名	小塚敬貴
電話番号	052-722-2232
ファクシミリ番号	052-722-2239

## 3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	平成 7年8月 1日	愛知県 2370100147	86人
居宅	通所介護	平成12年2月29日	愛知県 2370100360	10人
	短期入所生活介護	平成12年2月29日	愛知県 2370100147	14人
居宅介護支援事業		平成11年9月28日	愛知県 2370100113	

## 4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、要介護状態にある高齢者に対し、適切な入所生活介護サービスを提供するため、指定老人福祉施設を運営するものです。
施設運営の方針	当施設にあつては、要介護者の特性を踏まえて、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

## 5 施設の概要

特別養護老人ホーム

	敷 地	3762.11 m <sup>2</sup>
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
	述べ床面積	3623.52 m <sup>2</sup>
	利用定員	86 名

### (1) 居室

居室の種類	室 数	面積	備考
1人部屋	16室	212.32 m <sup>2</sup>	従来型個室
2人部屋	6室	106.56 m <sup>2</sup>	多床室
4人部屋	18室	697.5 m <sup>2</sup>	

<居室の利用>

- ① ご利用者から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。またご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
- ② 感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した者（個室への入所期間が30日以内に限る）
- ③ 著しい精神状態等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要と医師が判断した者。  
上記に該当する場合は、ご家族との協議の上実施するものといたします。

### (2) 主な設備

設備の種類	数	面積
食 堂	1室	169.4 m <sup>2</sup>
機能訓練室	1室	49.8 m <sup>2</sup>
一般浴室	1室	43.1 m <sup>2</sup>
機械浴室	2室	82.3 m <sup>2</sup>
医務室	1室	9.5 m <sup>2</sup>

## 6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	保有資格
医師	3名(非常勤嘱託)	内科・精神科
施設長	1名(常勤、藤美苑デイサービスセンター管理者兼務)	
生活相談員	1名以上(常勤)	社会福祉主事任用資格 介護福祉士・介護支援専門員
介護職員	30名以上(常勤換算)	介護福祉士他
看護職員	4名以上(常勤換算)	看護師・准看護師
機能訓練指導員	1名以上	理学療法士
介護支援専門員	1名(常勤)	介護支援専門員
管理栄養士	1名以上	管理栄養士

(注) 上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算をしたものです。

令和3年8月1日現在

## 7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯 (9:00-17:30) 常勤で勤務	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯 (9:00-17:30) 常勤で勤務	4週8休
介護職員	正規の勤務時間帯 (7:30-16:00, 10:00-18:30, 10:30-19:00, 11:00-19:30, 17:30-10:30)	原則として 4週8休
看護職員	正規の勤務時間帯 (7:30-16:00, 10:00-18:30, 10:30-19:00, 11:00-19:30, 17:00-10:00) 夜勤のない日は自宅待機を行い、緊急時に備えます。	原則として 4週8休
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯 (9:00-17:30)	
介護支援専門員	正規の勤務時間帯 (9:00-17:30)	
医師	週2日 (火、金曜日) (13:00-15:00)	
管理栄養士	正規の勤務時間帯 (9:30-18:00)	

## 8 施設サービスの概要

### 介護保険給付サービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>食事はできるだけ離床して食事場所で食べて頂けるように配慮します。</li> </ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。</li> <li>寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li> <li>シーツ交換は、週1回実施します。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を予防するよう努めます。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>嘱託医師により、週2回診察日を設けて健康管理に努めます。</li> <li>また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。</li> <li>入所者が嘱託医師の判断で外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。</li> </ul> <p>(当施設の嘱託医が所属する医療機関) 加藤医院 光が丘内科クリニック 診療科：内科 診察日：毎週火(光が丘内科クリニック)、 毎週金(加藤医院) 13:00-15:00</p>

相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設は、入所者及びそのご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員 堤 清志</li> </ul>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> <li>主な娯楽活動・・・お楽しみ外出・抹茶・紙芝居等 各フロアーレクリエーション</li> <li>主な施設行事・・・誕生会、春まつり、夏祭り、秋まつり等</li> <li>行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。</li> </ul>

### 介護保険給付外サービス

種 類	内 容
居 住 費	居住環境に応じて居住費を頂きます。
食事の提供	施設で提供する食事については、食費（食材料費・調理費）を頂きます。
理容・美容	毎月1回 移動理美容サービス「たんぼぼ」をご利用頂けます。
喫 茶	週1回 施設内喫茶サービス（自己負担有）をご利用頂けます。
金銭管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>自らの手による金銭等の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用頂けます。</li> <li>管理する金銭等の形態：指定する金融機関の預金通帳に預け入れているものを施設で管理。又は必要に応じて現金を金庫で管理します。</li> <li>通帳の管理及び出納の方法：預金通帳と通帳印（原則として1つ）をお預かりし、支払いが必要な場合に出納を行います。</li> <li>現金の管理及び出納の方法：現金出納帳を作成した上で事務所内の金庫でお預かりし、支払いが必要な場合において出納を行います。その場合出納の都度現金出納帳に支払日・使途・出納者を記入します。</li> <li>保管管理者：施設長が責任をもって管理します。</li> </ul>

## 9 利用料

### 法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 (施設介護サービス費の1割又は2割、3割)
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (施設介護サービスの基準額に同じ)

### 法定外給付

区 分	利 用 料
居住費（日額）	従来型個室 1, 171円 多床室 855円
食 費（日額）	1, 445円
理容・美容サービス・喫茶	実 費
金銭管理手数料	月 額 1, 000円

藤美苑・特別養護老人ホーム利用のめやす（月額）

（令和6年6月より）

利用者負担段階		要介護	2・4人部屋	個室（従来型）	
第1段階	生活保護を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	要介護3	39,182	48,782	
		要介護4	41,739	51,339	
		要介護5	44,259	53,859	
第2段階	1.世帯全員が市町村民税非課税 2.預貯金等が(単身650万、夫婦1,650万)以下	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	要介護3	52,982	54,482
			要介護4	55,539	57,039
			要介護5	58,059	59,559
第3段階①	1.世帯全員が市町村民税非課税 2.預貯金等が(単身650万、夫婦1,550万)以下	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下	要介護3	60,782	74,282
			要介護4	63,339	76,839
			要介護5	65,859	79,359
第3段階②	1.世帯全員が市町村民税非課税 2.預貯金等が(単身500万、夫婦1,500万)以下	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超	要介護3	82,082	95,582
			要介護4	84,639	98,139
			要介護5	87,159	100,659
第4段階	上記以外の方	介護保険が1割負担の方	要介護3	99,182	108,662
			要介護4	101,739	111,219
			要介護5	104,259	113,739
		介護保険が2割負担の方	要介護3	129,364	138,844
			要介護4	134,477	143,957
			要介護5	139,518	148,998
		介護保険が3割負担の方	要介護3	159,545	169,025
			要介護4	167,216	176,696
			要介護5	174,777	184,257

【上記費用について】＜1ヶ月の費用（30日分として）計算＞

\* ご本人の介護度、ご利用の居室（部屋）及びご本人の所得や世帯の課税状況により、ご利用料金の負担段階が異なります。

負担限度額認定（第1段階から第3段階）については、お住まいの市区町村役場へお問い合わせ下さい。

介護保険の負担割合につきましては、お手持ちの介護保険負担割合証にてご確認下さい。

\* 上記には、介護保険の1割又は2割負担・3割負担、食費、居室料及び精神科医療養指導加算看護体制加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱ、福祉施設処遇改善加算Ⅰ、日常生活継続支援加算、夜勤職員配置加算Ⅲ、個別機能訓練加算Ⅰ、個別機能訓練加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算、排せつ支援加算、科学的介護推進体制加算、介護職員等処遇改善加算が含まれます。

【その他の費用について】

- \*入所後 30 日迄の初期加算、及び該当されれば経口維持加算Ⅱを算定します。
- \*入所初日のみ安全対策体制加算を算定します。
- \*外泊または入院の翌日から 6 日間（月をまたいで連続した場合は 1 2 日間）は入院・外泊加算を算定します。
- \*外泊または入院時においても、居住費は請求させていただきます。
- \*毎月 金銭管理サービス費（1,000 円）が自己負担としてかかります。
- \*利用者のご状態とご希望・同意により別途「看取り加算」を算定します。
- \*医療機関に入院して退所となった場合、退院時情報提供加算を算定する場合があります。

10 苦情等申立先

苦情受付担当者	堤 清志 (生活相談員) ご利用時間 毎日午前9時～午後5時30分 ご利用方法 電話 052-722-2232 または面接 ご意見箱 (玄関ホールに設置)
苦情解決責任者	小塚敬貴 (苑長)
苦情調停員	水野正信 (弁護士) 事務所 052-232-1077 窓口担当者へ申し出て下さい。
その他受付先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 052-202-0167 (FAX 052-202-0168)</li> <li>・愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談室 052-971-4165 (FAX 052-962-8870)</li> <li>・名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導担当 052-959-2592 (FAX 052-959-4155)</li> </ul>

11 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 吉田病院
所在地	名古屋市千種区大久手町5-1-9
電話番号	052-741-4187
診療科	内科、外科 他
救急指定の有無	有り

医療機関の名称	名古屋市立東部医療センター東市民病院
所在地	名古屋市千種区若水1-2-23
電話番号	052-721-7171
診療科	内科、外科 他
救急指定の有無	有り

医療機関の名称	国家公務員等共済組合連合会 東海病院
所在地	名古屋市千種区千代田橋一丁目1番1号
電話番号	052-711-6131
診療科	内科、外科
救急指定の有無	有り

1.2 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「藤美苑防火管理規程」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等	別途定める「藤美苑防火管理規程」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	5個所
	避難階段	3個所	屋内消火栓	10個所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	54個所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン・布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
管理規程	消防署への届出日：平成24年5月1日 防火管理者：小塚敬貴			

1.3 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は面会時間(午前8時30分から午後7時30分)を遵守し、その都度所定の用紙に氏名・入所者との関係・来苑時間等を記入して下さい。
外出・外泊	外泊・外出の際には所定の用紙により、事前に行き先と帰宅時間等を職員に届け出て下さい。
医療機関への受診	ご家族の対応をお願いします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがございます。また、ご生活状況により居室移動もございます。
飲食物等の持込	原則としてお断りしますが、持ち込まれる場合には、施設の承認を得て下さい。
喫煙・飲酒	喫煙、飲酒は、原則としてできません。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	原則として各自でお願いします。ただし、刃物等危険物及び内服薬品等は、施設でお預かりします。
現金等の管理	現金は施設でお預かりするか、銀行へ預金します。銀行に預金した場合、必要の都度払い出してお渡しします。尚、高価品・貴重品等の管理は施設では行いません。持ち込まれての紛失・破損が生じた場合、藤美苑では一切の責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育・植物管理	施設内へのペットの持ち込み及び飼育、又、植物の管理はお断りします。



14 サービスの第三者評価実施の有無

実施の有無	実施していない
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

※第三者評価の代替えとして、名古屋市介護保険サービス事業者連絡研究会が一年に一度実施している「ユーザー評価事業」に毎年参加しています。

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名 支援相談部次長 氏名 堤 清志）から上記重要な事項の説明を受け同意しました。

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

ご利用者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

ご利用者の家族等 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
続柄 \_\_\_\_\_